平成十九年九月二十五日

内閣衆質一六八第二〇号

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆

議

院

議長

河

野

洋

平

殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア内閣総辞職に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア内閣総辞職に関する質問に対する答弁書

一について

外務省がロシア連邦政府の総辞職の情報に接したのは、 平成十九年九月十二日午後である。

二について

政府として、 個々の報道機関の報道活動の詳細について確認する立場にない。

三について

ロシア連邦政府総辞職に関する最初の公電は、 平成十九年九月十二日午後八時五分に外務省にて受信し

た。

四について

外務省が行っている情報収集の内容等について具体的に述べることは、 対外的な関係において我が国が

不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

五について

「「ズブコフ氏」との間で」の「接触」の意味は必ずしも明らかではないが、 外務省職員が「ズブコフ

氏」と会ったことはあるかとのお尋ねであれば、外務省が行っている情報収集の内容等について具体的に

述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

六について

「ズブコフ氏」が訪日した事実は、確認されていない。

七について

ロシア連邦政府の行った人事について、政府として、個々に論評することは差し控えたい。